

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の
有効活用に係る
サウンディング型市場調査募集要項



令和4年6月

目次

1	調査の目的	3
2	調査対象施設及び調査対象エリア	3
	(1) 調査対象施設.....	3
	(2) 調査対象エリア.....	3
3	提案内容	4
	(1) 提案事項.....	4
	(2) 提案の視点.....	4
4	調査方法	5
	(1) 提案者（参加資格）	5
	(2) 提出書類.....	5
	(3) 提出期限.....	6
	(4) 質疑の受付.....	6
	(5) 現地見学会.....	6
	(6) 対話の実施.....	7
	(7) 調査結果の公表.....	7
5	留意事項	7
6	問合せ先及び提出先	7

調査スケジュール

募集要項の公表	令和4年6月10日（金）
質疑の受付期限	令和4年6月30日（木）午後5時
質疑への回答	令和4年7月7日（木）（予定）
現地見学会	令和4年6月29日（水）午後2時から 令和4年7月27日（水）午後2時から 令和4年8月24日（水）午後2時から
提出書類の提出期限	令和4年9月30日（金）午後5時

1 調査の目的

京都市男女共同参画センター（以下「ウィングス京都」という。）は、京都市の男女共同参画の拠点として、男女共同参画に関する講座等の実施や調査研究、様々な施策や取組の情報収集・提供、女性グループ・団体等の自主的活動の場の提供などの機能を有し、同施設内にある青少年育成の拠点である中央青少年活動センターとともに、多くの市民の皆様に御利用いただいています。

一方、人口減少社会や人生100年時代の到来、また新型コロナウイルス感染症の影響に伴う働き方・暮らし方の変革等にも対応し、市民ひとりひとりが、性別に関わりなく個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会を実現するためには、更なる施設の魅力向上に向け、公共性を踏まえつつ施設を有効に活用することを検討する必要があります。

また、施設の有効活用に当たっては、より多様な方々が集い、交流するとともに、男女共同参画や青少年育成の拠点としての機能が高まるような魅力的なコンテンツ等を充実させていくことが必要であり、そのためには、民間事業者の皆様のノウハウや経営能力が不可欠であると考えています。

そこで、提供コンテンツとその市場性、採算性などについて、民間事業者の皆様からの自由な提案、アイデアを幅広く求めることにより、本市男女共同参画事業の更なる発展につながるような施設の有効活用の検討に向けた、サウンディング型市場調査（※）を実施します。

（※）サウンディング型市場調査

公有財産の活用や民間活力導入の検討などを行う際、事業発案や事業化検討段階において、事業者等との対話を通じ、アイデアの収集や市場性の有無、実現可能性の把握を行うもの。

2 調査対象施設及び調査対象エリア

（1）調査対象施設

京都市男女共同参画センター（愛称：ウィングス京都）
（京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地）

（2）調査対象エリア及び活用方法

1 階及び 2 階の一部（2, 0 0 0 m²程度）の貸付け

※ 詳細は「（別紙 1）施設の概要及び調査対象エリア」、「（別紙 2）ウィングス京都とは？」及び「（別紙 3）各階平面図等」を御覧ください。立地状況や施設の利用状況に関する記載もあります。

※ 範囲を指定した分割賃貸の提案も可能です。

3 提案内容

(1) 提案事項

調査対象エリアを活用した，ウィングス京都の新たな価値の付加・更なる魅力の向上等につながるアイデア等（飲食等の店舗，事務所（シェアオフィスやスタートアップオフィスを含む），教育系施設，子ども関連施設（託児施設，学習塾等）など）

ただし，次のいずれかに該当する提案は除きます。

- ・ 暴力団の利益になるもの
- ・ 法令等に違反するもの，又はその恐れがあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの，又はその恐れがあるもの
- ・ 人権侵害となるもの，又はその恐れがあるもの
- ・ 政治性，宗教性のあるもの
- ・ 公衆に著しく迷惑をかけるもの，又は危害を与えるもの（それらの恐れがあるものを含む）

(2) 提案の視点

- ・ 提案者が本市から調査対象エリアを10年程度借り受けて事業を実施することを前提として提案してください。なお，調査対象エリアの一部を借りたい場合はそのエリアを図示してください。
- ・ 貸付料については未定ですが，仮に京都市公有財産及び物品条例に基づく行政財産の目的外使用許可により利用される場合の使用料として試算した場合，1月あたり約8,000円／坪です。なお，調査対象エリアのうち，廊下などの共用部は賃貸範囲に含めない場合があります。
- ・ 現状のままの利用にこだわらない活用等も含めて自由な発想で提案してください。
- ・ 概ね2～3年で事業化する想定で提案してください。
- ・ 活用内容，目的や事業効果について具体的に記載してください。また，事業効果については，本市の男女共同参画事業の推進や地域の活性化との関連もあれば併せて記載してください。
- ・ 次の点についても可能な範囲で記載してください。
事業スケジュール，投資予定額，想定賃料，改修期間，収益施設を想定されている場合は収益構造，投資回収に必要な事業期間 等
※ 改修等の必要経費については，提案者の負担として提案してください。
- ・ 用途変更を行う場合は現行法令（建築基準法，消防法等）に適合する構造上の変更が必要となる場合がありますので，可能な限りでそれらも反映した上で提案してください。

- ・ 提案に当たり、課題となる事項や、その他施設全体に影響を与える事項（施設の開館時間の変更が必要な場合等）がある場合は併せて記載してください。
- ・ 南側隣接の御射山公園における法令の範囲内での利用のアイデアやニーズ等（ウィングス京都で実施する内容に付随したマルシェや賑わい創出イベント、ワークショップなど）があれば提案してください。

4 調査方法

(1) 提案者（参加資格）

提案内容の実施主体となる意向を有する法人又は複数の法人で構成される法人のグループとしますが、次のいずれかに該当する場合は応募できません。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ウ 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて調査対象施設を活用しようとする者

エ 調査対象施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて調査対象施設を活用しようとする者

※ 個人の方は応募できません。

※ グループで提案される場合、グループの中から代表となる法人（以下「代表法人」という。）を定め、代表法人が本市への質疑や書類の提出などの手続きを行うこととします。

(2) 提出書類

提出期限までに、参加申込書（様式1）、提案概要（様式2）及び提案書（任意様式ですが、原則としてA4サイズで作成してください）を電子メールにより「6 問合せ先及び提出先」に定めるメールアドレスへ送信してください。

また、電子メールの件名は「ウィングス京都のサウンディング型市場調査に関する提案」としてください。

(3) 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時（必着）

(4) 質疑の受付

ア 受付期限

令和4年6月30日（木）午後5時（必着）

イ 受付方法

アに定める受付期限までに、質問票（様式3）を電子メールにより「6 問合せ先及び提出先」に定めるメールアドレスへ送信してください。

また、電子メールの件名は「ウィングス京都のサウンディング型市場調査に関する質問」としてください。

※ 応募に関係のない質問には回答できません。

ウ 回答方法

原則として、令和4年7月7日（木）までに、京都市情報館の当該調査の募集ページに回答を掲載します。

なお、回答は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(5) 現地見学会

以下の日程（施設の休館日）に現地見学会を実施します。現地見学を希望する場合は、希望する日の3開庁日前までに、現地見学会参加申込書（様式4）を電子メールにより「6 問合せ先及び提出先」に定めるメールアドレスへ送信してください。メール受領後、当日のスケジュールについてメールさせていただきます。

また、電子メールの件名は「ウィングス京都のサウンディング型市場調査に関する現地見学会希望」としてください。

なお、現地見学会以外の時期に各自で外観やロビーなどの共用部分を見学していただくことは可能ですが、部屋の閲覧など施設利用者の妨げとなるようなことは御遠慮ください。

（現地見学会日程）

第1回	令和4年6月29日（水）午後2時から
第2回	令和4年7月27日（水）午後2時から
第3回	令和4年8月24日（水）午後2時から

(6) 対話の実施

応募期間にかかわらず、提案内容及び質疑内容に応じ、対話（ヒアリング等）を実施する場合があります。対話を実施する場合は個別に連絡し、ノウハウ等の保護のため非公開で行います。

なお、対話を行わず書類での調査のみとさせていただく場合があります。

(7) 調査結果の公表

調査結果については、提案内容を概要として取りまとめ、ホームページ等で公表します。ただし、公表に当たっては、提案者の名称及び知的財産権に関する内容は原則非公開とします。

5 留意事項

- ・ 本調査は、あくまでアイデアの収集や市場性の有無、実現可能性の把握を行うために実施するものであり、この結果をもって、活用方針の決定や活用する事業者の選定を行うものではありません。
- ・ 提案内容は、今後公募等を行う場合、募集要項等に活用させていただく場合があります。
- ・ 本調査への応募の有無は、今後の事業化等の公募を行う場合の評価対象にはなりません。
- ・ 提出書類の返却はできません。
- ・ 本調査に要する費用は、提案者の負担とします。
- ・ 必要に応じて、追加調査やアンケート等を行うことがありますので、御協力をお願いします。

6 問合せ先及び提出先

京都市文化市民局共生社会推進室（担当：伊藤，佐野）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 分庁舎地下1階

TEL：075-222-3091 FAX：075-366-0139

メールアドレス：danjo@city.kyoto.lg.jp